

# 富士山森林認証グループ 森林管理方針書

平成 30 年 10 月 1 日(認定)

令和元年 7 月 1 日(一部変更)

令和 2 年 6 月 23 日(一部変更)

令和 3 年 7 月 9 日 (一部変更)

令和 4 年 6 月 10 日 (一部変更)

## 基本理念

平成25年6月26日に世界文化遺産となった富士山は、その形状が円錐状の成層火山で緩やかな傾斜のすそ野は他に類を見ないほどである。この富士山のふもとに広がる富士市・富士宮市の森林は、富士山の環境と景観に配慮し森林整備を進めてきた。

今後も大切な自然環境を守り育て、世界遺産である私たちの富士山の豊かな森林資源・湧水を未来に継承していくため、持続可能な森林経営に努めていくものとする。

また、SGEC 森林認証取得者として、森林管理は SGEC の持続可能な森林管理基準及びその他の要求事項に適合させ、実行するとともに、グループ森林管理システムを継続的に改善していくこととする。

## 基本方針

- 1 適切な森林管理を持続することにより森林の健全性を保ち、水源涵養や自然災害に強い森林を目指す。
- 2 地元林家の模範となる森林保育や「富士ヒノキ」銘柄化に向け、環境への配慮と経済性を併存した林業経営を積極的に行い、優良木材の生産に努める。
- 3 森林資源の有効活用と循環を推進し、自然環境に優しい森林づくりに努める。
- 4 森林を一般市民に広く公開することで森や木に触れ合う機会を提供し、森林環境教育の推進に努め地域や社会に広く貢献する。  
また、視察等の受入れを積極的に行い林業先進地として全国に公開していく。
- 5 川下の木材流通関係機関と協力し、森林認証材としての付加価値を高め、これを普及促進していくとともに、多様化する木材需要に対応できる体制を整える。

この管理方針は一般に公開する。

令和4年6月10日

富士山森林認証グループ  
会長 渡井 正孝

# 富士山森林認証グループ 森林管理方針

## (方針策定の目的)

この「森林管理方針書」は、富士山森林認証グループが「持続可能な森林経営」を目指すことを目的として定められたものであり、以下5つの基本方針から成る。

I	管理運営の基本方針	・・・・・・・・	P- 3
II	森林管理の基本方針	・・・・・・・・	P- 6
III	生物多様性に配慮した施業の基本方針	・・・・・・・・	P- 9
IV	環境保全についての基本方針	・・・・・・・・	P-1 2
V	社会的責務についての基本方針	・・・・・・・・	P-1 4

### (会員・加盟者の責務)

グループ会員、グループ加盟者（以下加盟者）及び施業を受託するすべての者が、関連する条約、国内外の法令、条例その他の規定等を遵守し、あわせて本方針に基づき積極的かつ誠実にその職務を遂行することにより、この目的の達成に努めることとする。

# I 管理運営の基本方針

富士山森林認証グループは、富士市、富士宮市の2市にまたがる広域的な認証管理団体である。総面積は6万3千ha、このうち森林は3万7千haと59%を占めている。

富士山（3,776m）を頂点に愛鷹山、箱根山の新旧火山の山麓が広がり地形は緩やかで1級河川の富士川が駿河湾（0m）に注いでいる。

この富士山のふもとに広がる森林は、主に水源涵養、山地災害防止や土壌保全等の機能を発揮させ、下流域の市民の生活保全をはじめ農林水産業、観光や製紙業、製造業等の様々な産業を支えてきた。

今後も森林の恩恵を地域へ還元していくと共に、森林資源量の把握や生物多様性の評価を行い「高蓄積・高成長量・高収益・多目的利用・生物多様性」の5要件を兼ね備えた持続可能な森林の管理運営を目指す。

また、地域の子どもたちの林業体験や視察者に対し森林を開放する等、地域住民や子どもたちが林業に興味・関心を持てるような取組みを行うとともに、持続可能な森林管理のモデルとして外部へ積極的に公開していく。

## 1 管理体制

富士山森林認証グループの運営は図-1「運営組織図」の執行体制により行う。

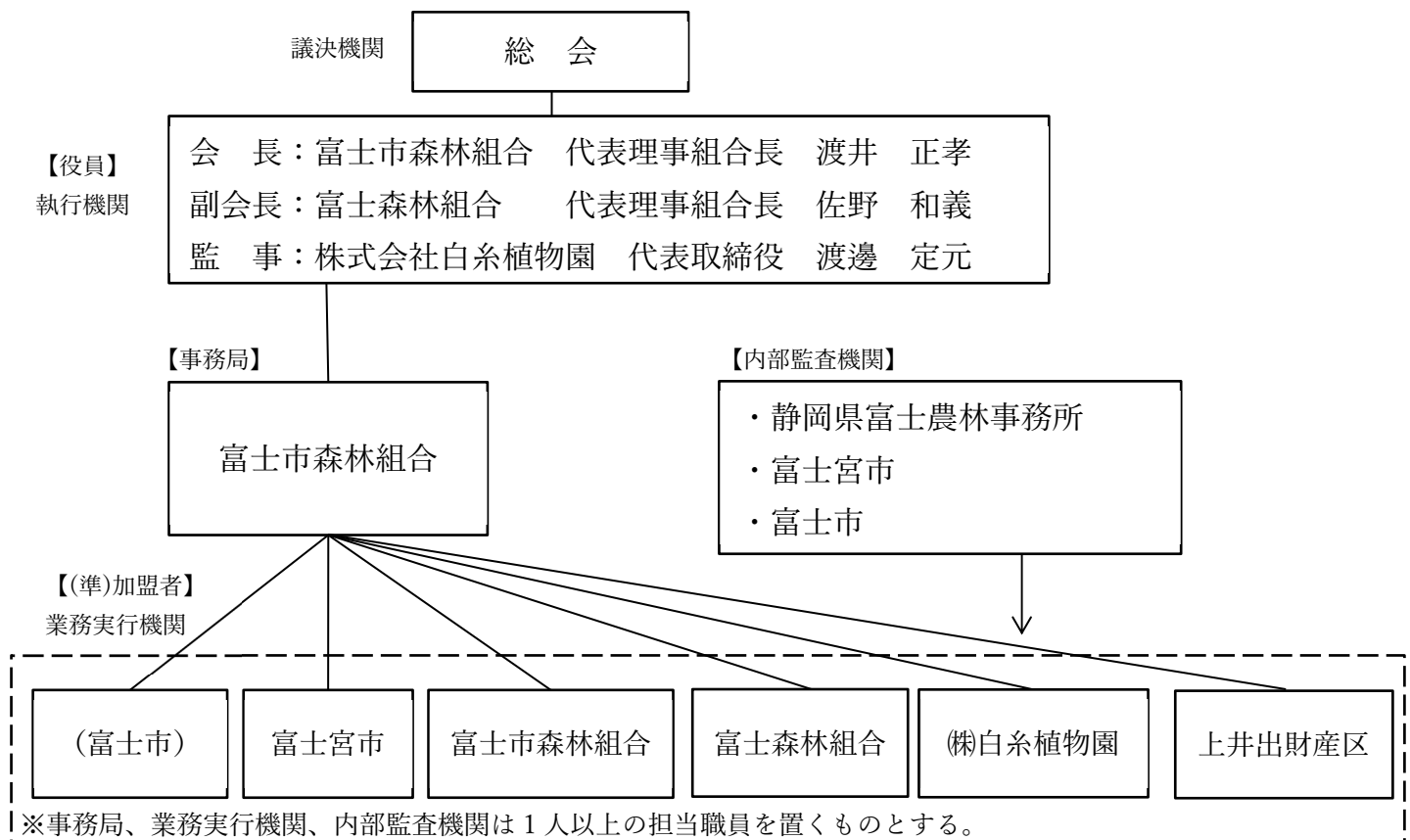


図-1 「運営組織図」

## 2 森林管理体制

### (1) モニタリング

本グループは「モニタリング実施要領」（別紙－13）に基づき、モニタリングを実施するものとする。

### (2) マネジメントレビュー

本グループの管理システムが引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確認するため、グループ内での現状の課題の整理や問題点を考察し、体制やシステムの見直しを年1回、トップマネジメント（会長）が実施する。

マネジメントレビューを行う際、以下の資料や情報を参考にして実行する。

- ① 前回のマネジメントレビュー結果に対するフォローアップ
- ② 管理システムに関する外部及び内部の変化
- ③ 不適合及び是正措置の状況
- ④ 苦情処理結果
- ⑤ モニタリング結果
- ⑥ 内部監査結果
- ⑦ 森林経営計画の達成状況
- ⑧ 影響を受けるステークホルダーの要望
- ⑨ 継続的改善のための機会

なお、是正措置や予防措置が必要な場合は速やかに対応し、措置効果の有無の確認を行う。マネジメントレビューの結果等は「マネジメントレビュー 是正・予防措置報告書」（様式－10）に記録し、保管する。

## 3 加盟者

別紙1「富士山森林認証グループ名簿」のとおり。

## 4 グループ及び加盟者の機能と責務

本グループは、SGEC/PEFC文書に定めるグループ主体として、加盟者に対してSGEC/PEFC森林認証に係る要求事項を定め、内部監査等を通じて加盟者が実行する森林管理のSGEC/PEFC森林管理規格に対する適合性を維持させる。

加盟者は、SGEC/PEFC文書に定める加盟者として、それぞれが管理する森林について本グループが要求する事項に応え、また、サイト内の必要な統括を実行することにより、本グループのSGEC/PEFC森林認証を支える。

## 5 対象森林

別紙2「森林資源現況表」のとおり。

## 6 業務執行体制

森林管理に係る作業は、加盟者自らが管理する森林において直営または外注により実施し、加盟者がこれを監督する。加盟者は、作業者に対しSGEC/PEFC森林認証取得の趣旨と方針及び管理計画を十分に説明し、作業時の土壌・水資源への配慮や生物多様性等の環境保全に関する教育・指導を行い、本書に基づき作業が遂行されているか確認する。

また、森林管理に関する研修会への参加やOJT研修を通して、職員の職務能力の向上を図る。

## 7 安全管理体制

持続可能な森林管理及び『無災害』を目指すため、加盟者は労働安全に関する管理体制を充実させるとともに、外注する場合は、受注者が労働安全に関する管理体制が十分な事業体に作業を委託する。

また、受注者には、社会保障への加入状況を示す資料や安全日報、労働災害記録、安全教育実施記録、緊急連絡体制を明記した文書の提出を義務づける。

万一、加盟者または受注者に労働災害が発生した場合には、林災防の特別安全指導等の受講を促し報告を義務付ける。

なお、加盟者は、労働災害の発生等に速やかに対応できるよう緊急連絡表を担当者に携帯させる。

## 8 森林認証材の普及

対象森林で生産された木材は、一般材と明確に分別管理し、基本的にSGEC/PEFC森林認証材（以下認証材）として分別・表示システム認定事業体（COC認証取得団体）に出荷するものとし、それ以外の事業体に出荷する場合は非認証材として取扱う。ただし、当該事業体にはCOC管理認証を取得するよう勧める。

認証材の普及は、静岡県森林組合連合会が策定した「SGEC/PEFC森林認証制度への具体的な取組みと方策」（参考資料）に積極的に協力し、認証材についての情報を山側から発信することにより、流域内の製材業者及び工務店等とのネットワーク構築を図りながら認証材の販路拡大に努める。また、認証取得による「富士ヒノキ」ブランドを確立させ認証材の普及に努める。

## II 森林管理の基本方針

富士地域は、日本一の標高差を持ち豊かな森林がはぐくまれ、多様な植生と動物の生息環境が形成されている。このような自然環境は本地域固有の財産であるとともに、森林は林産物の生産だけでなく国土の保全、水源のかん養、自然・生活環境の保全等多面的な機能を発揮し地域住民の生活と深く結びついている。

本地域の森林資源の現況として、富士、富士宮市総面積63,430haのうち森林面積は37,615haで総面積の59%を占めている。このうち、認証対象森林面積は3,716.15haでありヒノキを主体とした人工林面積が2,852.90haを占め、優良な人工林が形成されている。

さらに、87%が40年生以上の林齢であることから、今後は森林の公益的機能の発揮を確保しつつ成熟した森林資源を積極的に活用し、若齢林分については、間伐や保育等の森林整備を充実させ林齢の平準化に努めることで、持続可能な森林管理を行う。

以上の方針を踏まえ森林を7つに分類し、それぞれの分類に適した森林管理を行う。

### 1 管理計画

#### (1) 標準的な人工林

所管する市町の「森林整備計画」及び「森林経営計画」に基づき優良材の生産と森林の多面的機能の発揮を実現することを目標に、適正な時期の保育、間伐及び収穫を実施することにより資源蓄積量を維持しつつ、バランスの取れた齢級構成を目指す。

#### (2) 天然林

対象森林の天然林は、急傾斜地や稜線上に分布していることから、水源涵養や土壌保全機能を果たすとともに、隣接する森林の防風機能を果たす保護樹帯として保全し自然力による生長・更新を促す。

主伐・更新が必要な場合は所管する市町の「森林整備計画」に基づき実施するが、原則は自然の遷移に委ね管理する。

#### (3) レクリエーション森林・景観風致林

レクリエーション森林・景観風致林は、所管する市町の「景観計画」及び「都市計画」、「森林整備計画」等のガイドラインやマスタープランに準拠し整備する。

富士市の丸火自然公園は生活環境保全林（市条例）として位置づけられ、須津溪谷大棚の滝周辺のキャンプ場に隣接する森林などがレクリエーション森林の代表となる。また、富士宮市南部に位置する明星山から白尾山、羽鮒山、西ノ山にわたる緑地は市街地からの景観や自然に恵まれた都市環境を形成する貴重な空間であり、市民の憩いの場にもなっている。

これら森林を適切に管理し景観の維持や市民が安全に楽しめる環境を整備する。

#### (4) 水辺林

富士地域には湧水群や湧水池が点在し中小多数の河川が存在する。そのほとんどは、降雨時のみ流れる空沢であるが、水土保持や生態系維持の観点から、溪流沿いには広葉樹を残し混交林化への誘導や伐採を規制し保全に努める。

これら水辺に残す広葉樹林は、バッファゾーンとして適切に管理することで、生物多様性や野生動植物の生息域の保全に努める。

#### (5) 貴重な森林

学術的、歴史的、文化的に価値の高い森林は、地域の貴重な財産として樹種や林相に適した適切な管理を推進する。

対象森林のうち、勢子辻地先の県道富士裾野線西沿いの古木の並木は、明治35年代にこの地で人工造林の指導を行った金原明善の手によるものとされ、昭和53年に「史跡、金原明善の大規模植林」として富士市の文化財に指定され今日まで保存されており、貴重な森林として一般に公開している。また、教育植林の碑がある高塚地先は小学校の教育費等財源確保のために、当時秣場であった荒野に植林し110町歩の森林を完成させた場所である。こうした、金原明善の指導による植林活動で林業が根付いた内山財産区の一帯は、歴史的価値のある森林として管理していく。

また、「富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例」では、市内の保存樹・保存樹林に指定されている樹木や森林について適切に保存をしている。

対象森林内で、こうした史跡に関する森林や保存樹・保存樹林が存在するもしくは指定された場合は、所在地を図示し適切に管理する。

なお、地域のシンボルや良好な景観形成に寄与する林分、歴史的・文化的特性を表現している樹、ランドマークとなる樹木等については所有者の意見を聴取したうえで景観重要種として保全する。

#### (6) 保護樹帯

防火・防風などの森林被害防止及び森林の公益的機能確保のため、帯状に残された天然林を保護樹帯として設置し、保全と健全性の維持に努める。針葉樹人工林にあつては、針広混交林への誘導を検討する。

#### (7) 水土保持

富士地域は水源地域にあることから、水源涵養機能の高い森林（土壌に降雨を一旦蓄え、地下の土砂礫や岩盤の隙間などに浸透させることにより、洪水や濁水を緩和し水質を浄化するなどの働きをする）を目指し、下層植生の早期導入のための積極的な施業や大面積皆伐の回避、伐採後の早期再造林など適切に管理する。



### Ⅲ 生物多様性に配慮した施業の基本方針

森林を持続的に活用するためには、生物多様性の保全や水土保持に配慮することが不可欠であり、それにより森林の生産力が維持される。そして我々が普段、生態系から得られる恵み（生態系サービス）を持続的に享受できるよう、生物多様性に配慮した森林管理を行う必要がある。

従って、適期適切な枝打ちや徐間伐等の育林を行い林床に光を入れて下層植生の多様化を図るとともに、温度湿度環境を良好に保ち小動物や微生物の生息密度を高めることで森林土壌の生産力の向上に努める。

皆伐は直射日光や風、雨等により土壌構造が破壊され土壌流亡しやすくなるため極力避け、皆伐面積は最小限に止める。

伐採・収穫を行う際は、木材生産だけでなく森林の多面的機能に配慮した施業を選択し、作業道については地形や地質、事業規模に応じて適切なルートを選定するとともに、工作物は現地の生物系資源を活用し、コストや環境負荷の抑制に努める。集材時は下層植生や林縁植生に配慮し野生動植物の攪乱が持続可能なレベルを超えることのないよう生息環境の維持に努める。

さらに、野生動植物の採取は、不適切な活動が行われないようモニタリング等で監視・管理を行う。

#### 1 管理計画

##### (1) 更新

更新方法、樹種、植栽本数は、県の施業方針並びに所管する市町の「森林整備計画」に基づき実施する。

造林における苗木の種類は、植えつける土地の条件を考慮し慎重に選択する。

また、植栽後に活着状況を確認し枯損部分には補植を行う。種子及び苗木は地域在来の物を使用するよう努め、野生生物の食害防除の処置を行うとともに有害鳥獣捕獲を実施し野生生物の生息環境や個体数の管理に努める。

##### (2) 保育

保育事業は、所管する市町の「森林整備計画」に基づき実施する。

下刈り作業の実施時期は7～9月頃を目安とし、植栽木が下草より高い状態になるまで行う。

つる切りは、下刈り後や除伐後、つるの繁茂状況に応じて行う。

枝打ちは優良材生産を目的として行うが、枯れ枝から入る害虫の防除や林内への採光についても考慮して実施する。

除伐は造林木の成長を阻害する侵入木や形質不良木を除去するが、造林木の生長に支障のないものについては残す。

また、除伐した丸太はできる限り有効利用を検討し林地残材を減らす。

##### (3) 間伐

間伐については、「間伐基準書」(別紙-5)に基づき実施する。

#### (4) 伐採・収穫

伐採・収穫は、所管する市町の「森林整備計画」に基づき計画的に実施する。

林地の保全や環境保護、森林の公益的機能の確保、齢級配置の均等性を考慮し、大規模な面積の皆伐は極力行わないこととする。伐採状況の確認や合法木材推進の観点から、森林経営計画で計画された範囲を伐採し、所管する市町へ伐採届及び伐採箇所図面を提出する。

また、野生動物等の採餌・営巣木や菌類の生育環境と見受けられる枯損木や空洞木等は、労働安全上危険となる枯損木は除き保残に努める。

なお、伐木造材方法については、「素材生産基準書」(別紙-6)に基づき実施する。

#### (5) 運材・集材・搬出

集運材・土場積積作業については「素材生産基準書」(別紙-6)に基づき、路網の配置や集材距離等から最も効率の良い方法を選択して実施する。

作業時は、地表面の保護及び土砂流亡の防止に努め、近隣の水資源への影響が最小となるよう考慮する。

また、車両走行により一度締め固められた土壌は、土壌孔隙量や土壌内有機物の回復に相当の年月がかかることから、集材作業により使用した森林作業道は以降も森林施業の基盤として活用する。

使用したワイヤーロープ等の資材は林地に放置することなく適正な処理を行うとともに、チェーンソーや林業機械等の燃料・油脂類は植物性のものを極力使用し、油脂類による汚染がないよう注意すると共に、不要なアイドリングを避け、常に安全で効率的な作業を行い、機械の排気による大気汚染を軽減するよう努める。

#### (6) 林道及び作業道の開設

森林作業道の開設にあたっては、「森林作業道開設基準書」(別紙-7)に基づき設計し、路網の選定や開設作業は貴重な動植物の棲息や土地・地形に配慮して線形・施工する。また、以下の環境配慮事項を遵守する。

ア 法面の保護や路面排水処理等は、人工構造物の使用は極力避け、可能な限り間伐材等の生物系資材を有効利用し、自然への負荷を軽減するとともに、土砂や根株については溪流に流れ込まないように適切に保全する。

イ 水辺付近の施工は極力回避するように心掛け、やむを得ない場合は、下流に影響を及ぼす施設がないことや洗掘の恐れがないことを検討し、動植物に配慮した施工を行う。

ウ 学術的・文化的・歴史的に価値の高い森林や自然性の高い森林、湿地林等への線形計画は行わない。

#### (7) 重要種・貴重な動植物及び絶滅危惧種の保護

希少な野生生物を保護するため、当該地内に生息する可能性がある野生植物のリスト「生息の可能性のある貴重種・絶滅危惧種リスト」(別紙-8)を作成し、常備する。リストに掲載されている生物をサイト管理者等が発見した場合は、「貴重種・絶滅種の発見報告書」(様式-3)で報告し、有識者の助言、指導を受けながら保護・保全の措置を取る。盗掘などの防止の観点から、様式-3は有識者に管理を依頼し、原則として非公開とする。

希少な種の同定には専門的な知識が必要なこと、当該地がフォッサマグナ地域のため希少な種が多いこと(別紙-8:136種(2021年7月現在))などの理由から、サイト管理者や現場作業員が希少な野生植物に気づかずに生育環境を変えてしまう可能性がある。そこで、有識者の指導のもと、生態系の攪乱に注意を要する区域(以下、攪乱要注意区域という。)をあらかじめ設定し、その区域内で生態系の攪乱を引き起こす行為(立木の伐採、地形の変更など)を行う場合、事前に有識者の助言・指導を受けることとする。攪乱要注意区域は「攪乱要注意区域リスト」(別紙8-2)に記載し、サイト管理者は別紙8-2を常備する。

#### (8) 外来種の取扱い

外来種の人為的導入は原則行わない。

また、生物多様性への影響が懸念される外来種の発生や棲息状況については、モニタリングにより注意深く監視し、必要に応じて駆除する。

林道の法面への種子吹付等をやむを得ず外来種を導入する際は、現地適用かについて検証したうえで県や所管する市町及び関係機関と協議し慎重に検討するとともに、導入時は、生態系に悪影響を及ぼさないか監視し、適切に管理する。

#### (9) 作業員への生物多様性に関する教育

サイト担当者や受注者の作業員に対し、生物多様性や環境、土壌、水土保持に関する研修を年1回以上実施し、対象森林の生態系や環境に配慮した管理について理解や意識の向上を図る。

## IV 環境保全についての基本方針

長い地球の歴史を通して様々な生態系が作り出した化石燃料が、極めて短期間の人間活動によって使い果たされようとしている。

また、地球温暖化の要因である大気中の二酸化炭素濃度の上昇やオゾン層破壊も人間活動が引き起こしているものであり、土地開発や違法伐採等による森林の破壊は最たるものである。こうした環境問題や環境保全のために森林とどのように向き合っていくかが森林を所有し管理する我々の使命である。

二酸化炭素の吸収源となりうる森林を確実に増やしていくため、若齢段階から成熟段階における森林は適切な整備をとおして炭素貯蔵量のレベルを高める。

さらに、炭素貯蔵量が安定する老齢段階の森林は積極的に素材生産を行い、木材をできるだけ長く様々な用途で有効利用し炭素固定を心がけ、地元住民や利害関係者との連携を図りながら地域経済の振興にも努める。

林内での作業において使用する林業機械等は、二酸化炭素排出の抑制を意識し、燃料やオイル・薬剤の使用に際しては、土壌や水質汚染がないよう細心の注意払う。

### 1 林地残材の有効利用

森林の管理・整備により出た林地残材や未利用間伐材については、可能な限り利用し、炭素固定が永続する形での有効利用に努める。

有効利用する事例としては、森林作業道等の資材や林内に設置するベンチ・テーブル、イベント用資材などとして提供する。

### 2 二酸化炭素排出抑制

森林整備や監視に係る自動車や林業機械の不要なアイドリングを禁止する旨を会員担当者や受注者の作業員等の関係者へ徹底させ、安全で効率的な作業を行うことで機械の排気ガスによる大気汚染の軽減に努める。

### 3 燃料・オイルの管理

燃料・オイルの取扱いについては土壌汚染や水質汚濁を引き起こさないよう、「オイル・燃料管理マニュアル」（別紙－9）に従って適切に管理する。

また、外注する場合は「オイル・燃料管理マニュアル」を受注者の作業員等の関係者へ周知し、適正な使用及び保管について義務づけ、廃棄物の放置等不届きな事項が見受けられた場合は、厳重注意し、悪質な場合は、それ以降の受注者とししない。

### 4 林業薬剤の管理

林業薬剤の取扱いについては「林業薬剤管理マニュアル」（別紙－10）に従い、適切な保管及び管理を行い、認証森林内においては生物多様性や水土保全に配慮し、法令の遵守及び必要最低限の使用に留め、人の健康や環境への悪影響がないように努める。

## 5 森林被害・森林火災の予防

林野火災の予防は所管する市町の「森林整備計画」に基づく「森林火災予防マニュアル」（別紙－11）に従い適切に実施するとともに、森林火災の延焼を防止するための防火帯を設けるなど、林野火災の予防に努める。

病虫害、鳥獣害、気象害、森林火災が発生した場合は「森林被害に関する報告書」（様式－4）を作成するとともに被害場所を地図上に示したものを保管する。

また、これらによる大規模な被害が生じた場合は、県、市町及び関係機関と連携し、森林及び生態系への影響を最小限にとどめる対策を講じるとともに、原状回復までの過程を詳細に記録する。

あわせて、山林及び林道パトロールを適宜実施し、「巡視報告書」（様式－1）を作成・保管することで、森林被害・森林火災の原因となるものや状況について把握する。

## 6 不法投棄及びゴミの処理

対象森林内に不法投棄が発見された場合は、速やかに所管する市町の廃棄物対策関係課に報告し処理を依頼する。

受注者の廃棄物の放置等不届きな行為を発見した場合は厳重に注意し、悪質な場合はこれ以降受注者とししない。

また、不法投棄防止の巡視を行うとともに必要に応じ不法投棄防止看板を設置する。

## V 社会的責務についての基本方針

自然環境や地域住民の生活環境を支えるためには、森林生態系や森林の多面的機能の発揮が不可欠であり、それは決して山側だけでできることではない。

富士市主催により富士山麓ブナ林創造事業により毎年多くの一般市民や町内会等の団体、企業などが広葉樹の植林活動をしている。参加者へは森林環境の公益性やそのための持続的な保育管理の大切さを伝えている。

消費者等の一般市民へ森づくりは木材生産のためだけではなく、森林の多面的機能を高め地域社会に恩恵を与えていることを認識してもらうために、本グループはこういった活動をサポートするとともに対象森林をフィールドとして提供し積極的に森づくり活動に寄与していくものとする。

また、県内外からの視察要望には積極的に対応し富士地域における森林づくりについて広く情報を発信する。

### 1 情報の公開

森林管理方針書及びモニタリング結果など認証対象森林に関連する資料を原則公開とし、各加盟者のホームページに掲載する。

外部からの問い合わせや意見については「対話マニュアル」（別紙－12）に沿って各加盟者の担当者が対応し、その内容は「対話記録」（様式－7）に記載し保管するとともに、必要に応じて事務局へ報告し、グループ内で情報共有を行う。

### 2 フィールドの提供

対象森林において、市民や研究機関等からイベントや調査・研究等のためにフィールド利用の申請があった場合は、利用者に対し認証林ならびに本グループの活動主旨を十分説明すると共に、利用者の安全が確保できる範囲において積極的に協力する。

### 3 環境教育

一般市民や子どもたちが自然にふれあうための教育やイベントを開催し、開催情報やイベントの記録をホームページ等で公開する。

### 4 個人情報の管理

個人情報の取扱いについては「個人情報保護規定」を常備し、規定を遵守し取扱う。

### 5 利害関係者の把握

森林管理するにあたって、適切な情報を得たうえで当該認証林内の利害関係者を特定し、加盟者ごとに利害関係者リストを作成する。また、森林管理を行う際に影響を及ぼす可能性がある利害関係者には森林管理について説明して意見を聴き、「影響を受ける利害関係者（ステークホルダー）の記録簿」（様式－9）にその内容を記録する。

## 6 苦情処理対応

森林管理に係る地元住民やジェンダー平等など、外部からの問合せや意見については「苦情処理の記録簿」（様式－8）により記録し、管理責任者へ報告・相談のうえ適切に対応する。

## 7 福祉貢献

該当森林管理区域において、周辺にある集落・地域による伝統的な森林管理がなされていた場合は、経済的に可能な範囲でこれを尊重し、周辺地域の長期的な健康と福祉を促進するものとする。

## 8 森林資源の持続的かつ有効活用

認証林内で収穫された林産品は貴重な資源であり、用途は多様かつ有効活用されるものでなければならない。そのため、SGEC 認証取得者と連携し、地域経済の振興に努める。また、森林資源の持続的利用とバイオマス・自然エネルギーの活用にも努める。